

## 参考資料

---

2019年10月30日  
金 融 庁

# 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」における議論

## 「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》（2019年7月26日）

（略）仲介業者に関する現行規制は「機能」ごとに分かれている。このため、仲介業者が「機能」をまたいで商品・サービスを取り扱う場合には複数の登録等が必要となり、事業者にとって負担であるとの指摘がある。

こうしたことから、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者を念頭に、**参入規制の一本化**を図ることが考えられる。

### ➡ 取扱商品・サービスに関わりなく、単一の参入規制

一方で、金融商品・サービスの仲介においては、「機能」ごとの特性に応じた対応も引き続き必要であると考えられる。

例えば、仲介業者が、「資金供与」（「預金受入れ」）に関する仲介を行う場合と、「資産運用」に関する仲介を行う場合、「リスク移転」に関する仲介を行う場合とでは、**利用者保護等の観点から必要とされる行為規制は当然にして異なる**と考えられる。このため、行為規制の横断化については慎重な検討が必要であり、まずは、**仲介業者が取り扱う商品・サービスの「機能」に応じ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保**していくことが重要であると考えられる。

### ➡ 取扱商品・サービスに応じた行為規制

現行規制上、所属制の下で事業を行う仲介業者が、多数の金融機関が提供する商品・サービスを取り扱おうとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応するための負担が大きいという指摘がある。そのため、仲介業者に関する規制について、**所属制を緩和**することが考えられる。

### ➡ 所属制の不採用

その一方で、所属制は、①所属金融機関による指導を通じた仲介業者の適切な業務運営の確保や、②利用者に対する損害賠償資力の確保、などに資するものである。そのため、仮に、所属制を緩和する場合には、上記の趣旨も踏まえ、仲介業者の**適切な業務運営を確保するための監督**のあり方に加え、利用者保護の観点から必要な措置について検討する必要がある。

そうした措置としては、例えば、仲介業者の業務における利用者保護上のリスクを低減する観点から、**取扱可能な商品・サービスを、利用者保護上のリスクが相対的に低いものに限定**する、仲介にあたって**利用者資金を受け入れることを制限**する、といった対応や、問題が生じた場合の損害賠償資力を確保する観点から、**財務面の規制**を強化する、といったものが考えられる。

### ➡ 適切な業務運営を確保するための監督

利用者保護上の措置（取扱商品・サービスの限定、利用者資金の預託の制限、財務面の規制）

## 金融サービス仲介法制の具体化の方向性（案）と主な論点

		具体化の方向性（案）			主な論点
業務範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>預金等の受入れ、資金の貸付、為替取引を内容とする契約の仲介（銀行等と利用者の仲介）</li> <li>有価証券の売買等の仲介（金融商品取引業者と利用者の仲介）</li> <li>保険契約の仲介（保険会社と利用者の仲介）</li> </ul>			<p>論点① 取扱可能な商品・サービスの範囲をどのように考えるか</p> <p>論点② どのような仲介行為を認めるか</p>
参入規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的信用</li> <li>業務遂行能力（人的構成、知識・経験等）</li> <li>他業との兼業</li> <li>財産的基礎</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>			<p>論点③ 財産的基礎として何を求めるか</p> <p>論点④ 既存の仲介業との兼業をどう考えるか</p>
行為規制	共通の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義貸しの禁止</li> <li>金銭等の預託の禁止</li> <li>顧客に対する情報提供、誠実義務</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【ワンストップの仲介業者に特に配慮を要すると考えられるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループ企業・部署間での情報遮断措置</li> <li>仲介業者と顧客との間の利益相反を防止する仕組み</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>			<p>論点⑤ 仲介業者と顧客との間の利益相反の防止をどのように図るか。</p>
	「機能」に応じた規制	<p>【決済・資金供与】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情実融資の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【資産運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インサイダー情報を利用した勧誘</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【リスク移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己契約の禁止</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>	
監督規定		<ul style="list-style-type: none"> <li>報告の徴取・検査、業務改善命令</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>			—

# 特定の金融商品を区分して取り扱う例

## 投資性の強い預金契約・保険契約等 (銀行法・保険業法)

- 預金契約・保険契約等のうち、**投資性の強いもの**（特定預金等契約・特定保険契約）には、金融商品取引法の行為規制が準用される。

### 特定預金等契約の対象商品

- デリバティブ預金
- 外貨預金
- 通貨オプション組入型預金 等

### 特定保険契約の対象商品

- 変額保険・年金
- 解約返戻金変動型保険・年金
- 外貨建て保険・年金

## 外務員 (金融商品取引法、日本証券業協会定款 等)

- 有価証券の売買の申込みの勧誘等を行う者は、金融商品取引法上、外務員の登録を要する。
- 日本証券業協会の規則により、一種外務員と二種外務員で、試験区分や外務員として取扱うことが出来る商品区分が異なっており、二種外務員は、**有価証券関連デリバティブ取引、信用取引**等の取り扱いが制限されている。

## 少額短期保険業 (保険業法)

- 少額短期保険業者は、**保険金額が少額**で、かつ**保険期間が短期**のものに取扱商品が限られている。
- 変額保険、外貨建て保険、再保険**等は取り扱うことができない。

対象保険区分	保険期間	保険金額
① 死亡	1年	300万円
② 傷害死亡	1年	600万円
③ 医療	1年	80万円
④ 損害保険	2年	1000万円
⑤ 低発生率保険 <sup>※</sup>	2年	1000万円

※ 保険金額の合計額は、一の被保険者につき、①～④（右表）を合算して1000万円まで。⑤については、別枠で1000万円まで。

※ 低発生率保険とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険。（自動車の運行に係るものを除く）

## 既存の仲介業の参入規制の概要

		銀行代理業	金融商品仲介業	保険募集人	保険仲立人	
参入形式		許 可	登 録	登 録	登 録	
所属制		有	有	有	無	
参入規制	業務遂行能力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の刑罰・行政処分歴に該当しないこと</li> <li>法令等遵守に関する責任者の配置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の刑罰・行政処分歴に該当しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の刑罰・行政処分歴に該当しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の刑罰・行政処分歴に該当しないこと</li> </ul>	
	他業の兼業 (禁止されている他業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営に支障を及ぼすおそれがあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種金融商品取引業</li> <li>公益に反するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険仲立人 〔その役員若しくは保険募集を行う使用人を含む〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険募集人</li> <li>保険会社 〔少額短期保険会社、外国保険会社等や、これらの役員を含む〕</li> </ul>	
	財産的基礎	種別	純資産額	—	—	保証金の供託
		金額	五百万円以上（法人） 三百万円以上（個人）	—	—	二千万円～八億円 〔過去三年間に受領した手数料等の合計額〕
代替手段		—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証委託契約</li> <li>賠償責任保険契約</li> </ul>	

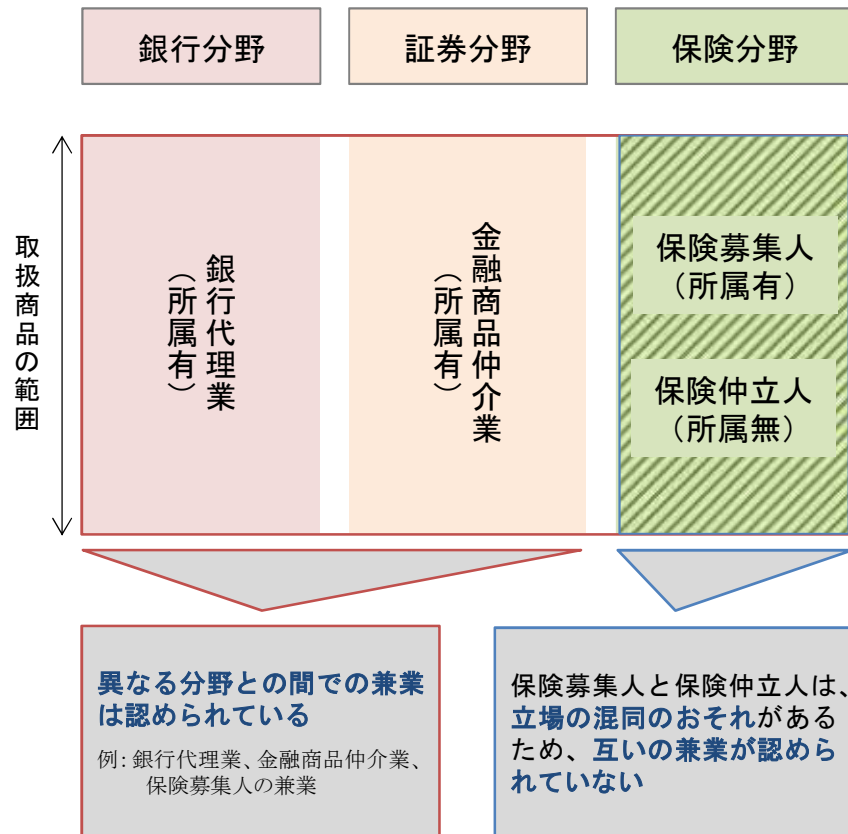
※ 銀行代理業については、許可の審査にあたっての配慮事項を含む

### (参考) 保証金の供託を要する他業の例

	少額短期保険業	投資助言・代理業	宅地建物取引業
保証金の供託額	一千万円～ 〔一千万円にその事業年度の前事業年度の年間 収受保険料に100分の5を乗じた額を加えた額〕	五百万円	一千万円～ 〔主たる事務所につき一千万円、 その他の事務所につき事務所ごとに五百万円〕
代替手段	保証委託契約・責任保険契約	保証委託契約	宅地建物取引業保証協会への弁済業務保証金の供託

# 新たな金融サービス仲介業と既存の仲介業の兼業について

## 既存の仲介業同士の兼業について



## 新たな金融サービス仲介業と既存の仲介業の兼業のイメージ

〔例：新たな金融サービス仲介業と保険募集人を兼業しようとする場合〕

